

暮

ら

し

の

お

知

ら

せ

Information

## 児童手当

# 申請が必要です

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育する父母などに支給されます。

出生や転入などで新たに児童手当の支給を受けるには申請が必要です。申請した月の翌月分からは支給の対象になりますので、早めに申請してください。

公務員は勤務先から支給されますので、手続きなどは勤務先に確認してください。

申請窓口は子育て支援課(市役所

2階)、下総・大栄支所

### 支給月額(1人当たり)

○3歳未満：1万5,000円

○3歳～小学生：第1・2子は1万円、第3子以降は1万5,000円

○中学生：1万円

受給者の前年の所得額から医療費控除などの金額を差し引いた後の金額が、所得制限限度額を超えた場合は、支給月額が一律5,000円になります。

00円になります。

支給月：6・10・2月

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

## 結婚新生活支援事業

### 新婚世帯を応援します

市では、婚姻を機に市内で新生活を始める新婚世帯に対して、家賃や引っ越し費用などの一部を助成します。

補助金の交付を受けるには申請が必要となりますので、必ず事前に企画政策課(☎20・1550)へ相談してください。

対象：令和3年4月1日～4年3月31日に婚姻届を提出し、受理

された夫婦のうち、補助要件を満たしている新婚世帯。補助要件は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/shis

ei/page0101\_00052.html)で確認してください。

対象となる費用は婚姻に伴い市内に新たに賃借した住居に係る家賃や引っ越し費用など

補助額：上限30万円(家賃や引っ越し費用などの合計額)

※くわしくは企画政策課へ。

## 有害鳥獣の捕獲

### 市街地を除く全域で実施

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行っています。

安全に努めて実施しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 鳥類

#### 実施日

○成田地区：5月16日(日)・23日(日)・30日(日)、6月6日(日)

○下総・大栄地区：5月下旬～7月上旬の日曜日のうち4日間

実施時間：午前6時～正午

実施方法：銃器による捕獲

### 獣類

実施期間：3月31日まで

実施方法：箱わな・くくりわなに

による捕獲

※天候などにより日程を変更する場合があります。くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

## 全国瞬時警報システム

### 防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(Jアラート)とは、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市では、この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行っています。

放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認することができます。

日時：5月19日(水)午前11時

放送内容：これは「アラートのテストです(3回繰り返し)」、こちらは防災なりのです

※当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

## プラスチック製容器包装

### 正しく分別して

市では、プラスチック製容器包装(白色の指定袋)を資源物として回収し、リサイクルしています。対象となる物にはプラマークが付いています。

次のことに注意して分別してください。

○プラマークが付いていることを確認する

○中身は使い切るか、取り除く

○油などの汚れをきれいに洗い流す

### 収集は週に1回

プラスチック製容器包装は週に1回収集しています。収集白なごは市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page117400\_00001.html)やスマートフォンアプリ「さんあくる」などで確認してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。



## 定期監査

### 令和2年度の結果を公表

令和2年度に実施した定期監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 佐々木 宏之  
同 岩下 豊久  
同 油田 清

対象部局 企画政策部、総務部、

財政部、空港部、シティプロモーション部、市民生活部、環境部、福祉部、健康こども部、経済部、土木部、都市部、会計室、水道部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育部、消防本部

実施期間 令和2年10月14日～3年1月26日

方法など 令和2年8月末現在



## 市長日誌

3月16日(火)～31日(水)

16日	合同企業説明会NARITAビジネスフォーラム ふれあいるむ21修了の会
17日	まちづくり講演会 農業センター理事会
18日	総務常任委員会 3月定例市議会閉会
19日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議 成田市農業協同組合アクリルパーテーション贈呈式 環境審議会
20日	成人式 成田山奥之院祭礼300年成田祇園祭記念行事実行委員会設立総会・実行委員会
22日	オリンピック・パラリンピック実行委員会 防災会議
24日	成田空港周辺地域共生財団評議員会 自衛隊協力会自衛隊入隊者激励会
27日	消防表彰伝達式
31日	職員退任式



新成人を祝福(20日)

(土木部、都市部は12月末現在)

の財務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。監査に当たっては、提出された監査資料や提示された関係書類などを調査し、関係職員から説明を聴取した

### 結果 成田市監査基準に準拠し

監査した限りにおいて、各部署の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、税収の一時的な減少を基金の繰越運用などで補う場面も見られ、今後も厳しい財政運営が継続すると見込まれる。年度末および次年度に向けては、予算

計上した歳入見込額の確保はもとより、優先度を勘案した事業の執行や内容の見直しなどの抜本的な対応も含め、財政の健全性維持に努められたい。」

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

### 雨水貯留施設設置費補助金

### 水資源の有効活用を

市では、雨水貯留施設の普及を促進し、雨水の有効利用を図るため、施設を設置する人を対象に補助金を交付しています。申請は購入前に行ってください。

### 対象施設と補助額

○小規模雨水貯留施設(雨どいから雨水を集水する構造で、容量が100リットル以上の未使用品の物)：設置費用の2分の1

(上限3万円)

○浄化槽転用型雨水貯留施設(不要となる浄化槽を転用し、住宅の敷地内に降った雨水を貯留する物)：槽内清掃費を除く設置費用の2分の1(上限10万円)

申請期限 令和4年3月15日

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

### 人・農地プラン

### 地域農業の将来を考える

国では、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決するために「人・農地プラン」の作成を推進しています。

プランは、今後の地域農業の中心となる経営体や将来の農地利用の在り方などを地域の人たちで話し合い、市が取りまとめて作成します。作成すると、新規就農者への資金や、農地の利用集積を促進した地域への協力金などの交付を受けられます。

市では、プランの作成手順などを分かりやすく説明します。説明を希望する地区は、農政課(☎20・1542)へ連絡してください。  
※くわしくは同課へ。

### 愛犬・愛猫手帳

### 共に暮らしていくために

犬や猫を飼うときは、その命を預かり、共に地域社会の中で暮らすという意識が大切です。

市では、家族の一員である犬や猫と一緒に暮らしていくための情報をまとめた「愛犬・愛猫手帳」を無料で配布しています。

犬や猫を飼っている人、飼おうと考えている人は活用してください。

配布場所 環境衛生課(市役所2階)、下総・大栄支所、各公民館、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/ku-rashi/page312300.html>)

※くわしくは同課(☎20・1531)へ。

### 今月の納期限

4月30日(金)

### 固定資産税(第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

監査委員に佐々木宏之氏

市監査委員は「市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者」から2人「議員のうち」から1人の3人を選任しています。

前者の委員のうち佐々木宏之氏が、任期満了に伴い4月1日付けで再任されました。



佐々木 宏之 氏

国の教育ローン

在学中の利子を半額補給

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、在学期間中の利子の半額を補給します。

交付決定される前の利子は対象外です。

対象Ⅱ国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件を満たす人  
○市に1年以上住民記録がある

○市税を完納している  
利子補給期間Ⅱ交付決定された月からの在学期間(最長7年間)

留年した年数は除く)

申請に必要な物Ⅱ返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載された物)、令和2年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

後期高齢者医療制度

差額ベッド料を助成

市では、入院時に差額ベッドを利用した場合に、費用の一部を助成しています。

対象Ⅱ15日以上継続して入院し、

差額ベッドを利用した後期高齢者医療の被保険者(本人の所得制限あり)

申請方法Ⅱ保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所にある申請書の「証明書欄」に医療

機関の証明をもらい、差額ベッド料の領収書、本人名義の通帳、後期高齢者医療被保険者証、印鑑を持って保険年金課または下総・大栄支所へ

申請期限Ⅱ差額ベッド料を支払った日の翌日から2年

助成限度額Ⅱ1日1、000円を

上限として年度内30日まで

※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

環境美化運動

美しいまちを 私たちの手で

区や自治会、事業所などの協力を得て、次の実施基準日を中心に環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。快適で住みよい環境づくりのために、自主的な参加をお願いします。

実施基準日Ⅱ5月30日(日)、8月1

日(日)、12月5日(日)

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

家屋の取り壊しなど

資産税課へ届け出を

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の

土地・家屋の所有者に課税されます。

登記されていない家屋の所有者変更や取り壊しがあった場合は、資産税課(市役所2階)へ届け出てください。届け出がない場合、翌年度以降も課税されることがあります。

なお、登記されている土地・家屋の所有者変更などは、法務局へ届け出てください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

共同墓地

整備工事に補助金

市では、既存の共同墓地の整備工事に補助金を交付しています。

必ず着工前に環境衛生課(☎20・1531)へ相談してください。

対象墓地Ⅱ区・自治会・管理組合・5世帯以上で管理する墓地

対象工事Ⅱ墓地内通路・排水設備・塀・擁壁の工事など(20万円未満の工事は除く)

補助額Ⅱ工事費の2分の1以内(上限150万円。騒音地域は限度額が異なります)  
※くわしくは環境衛生課へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター([https://twitter.com/bousai\\_narita](https://twitter.com/bousai_narita))
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)  
右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス